

愛媛県教育委員会 4月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

令和7年4月17日（木）午後3時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

| | | |
|----------|----------|-----------|
| 教育長 高岡哲也 | 委 員 関 啓三 | 委 員 北須賀逸雄 |
| 委 員 畠山千愛 | 委 員 田坂文明 | 委 員 山下由美 |

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

| | |
|--------------|------------------|
| 副教育長 小山哲司 | 指導部長 小池達士 |
| 教育総務課長 栗田 謙 | 施設厚生室長 加藤 剛 |
| 社会教育課長 伊賀上慶樹 | 文化財保護課長 廣田 聰 |
| 保健体育課長 近藤博隆 | 義務教育課長 渡部真一 |
| 高校教育課長 川本昌宏 | 高校教育課魅力化推進監 野村竜也 |
| 人権教育課長 佐々木直 | 特別支援教育課長 壽海雅彦 |

5 会議の概要

(1) 開 会（午後3時30分）

（教育長） ただいまから教育委員会4月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願ひいたします。

(2) 教育長挨拶及び新任者挨拶

（教育長） 新年度に入りまして、第1回目の定例会でございます。教育委員の皆様には今年度も引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、最初に事務局の新任の方から、自己紹介をお願いいたします。

（副教育長） 副教育長の小山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

（教育総務課長） 教育総務課長の栗田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

（施設厚生室長） 施設厚生室長の加藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

（文化財保護課長） 文化財保護課長の廣田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

（保健体育課長） 保健体育課長の近藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

（高校教育課魅力化推進監） 高校教育課魅力化推進監の野村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(教育長) 次に、委員の皆様に提案させていただきます。本日の議事のうち、議案第21号愛媛県教育支援委員会委員の任命及び委嘱については、人事案件であることから、審議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) それでは、そのようにさせていただきます。

(教育長) 次に、議事進行について、御意見をいただきたいと思います。

配布しております次第の順に議事を進行しますと、公開案件の中途に非公開案件が入ることになりますので、その都度、傍聴人及び報道機関の皆様に入退出していただくことになりますので、公開案件を先にまとめて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) それでは、そのようにさせていただきます。最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので、少々お待ちください。

(3) 3月臨時会及び3月定例会議事録の承認

(教育長) 3月臨時会及び3月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

続きまして、教育長報告に移ります。

(4) 教育長報告

○令和7年度の各課（室）における重点取組事項について

(教育長) 令和7年度の各課（室）における重点取組事項について、事務局から報告をお願いいたします。

(教育総務課長) 教育総務課の重点取組事項について御説明いたします。

まず、学校における働き方改革の推進については、教員の長時間勤務の是正を図るため、「愛媛県学校における働き方改革推進方針」に基づき、外部人材の配置拡充やＩＣＴの効果的な活用、部活動改革などの取組を進めているところです。本年度は、第2期方針の3年間の取組の成果や課題を踏まえて策定した第3期方針の初年度となっており、更なる校務DXの推進や業務の適正化などに重点的に取り組み、働きやすさと働きがいの両面から働き方改革を推進していきます。

次に、県立学校入試の出願手続等のデジタル化については、生徒・保護者の利便性向上と教職員の負担軽減を図るため、県立学校の入試に係る出願手続、入学選考料の納付、受検票作成などの一連の手続を、現行の紙ベースによるものからウェブ上・システム上で完結するよう変更するもので、本年度実施の入試に向け、スムーズに導入できるよう取り組んでまいります。

(施設厚生室長) 施設厚生室の重点取組事項について御説明いたします。

まず、県立学校振興計画対象校における施設・設備の整備については、新たに設置される学科・コースに必要な施設・設備を整備することで、教育環境の充実に取り組んできたところです。令和7年度は、校舎の新設に係る設計・工事、教室改修工事、設備・備品の整備を行います。

次に、教職員のメンタルヘルス対策の推進については、産業保健スタッフによるアウトリーチ型の相談やA Iシステムの周知により、A Iの力を借りて早期にスタッフによる相談につなげ、メンタル不調による離職者や休業者を一人でも少なくするよう取り組みます。

次に、愛媛県就学資金制度の取組については、経済的理由により就学が困難な高校生等に学資金を貸与し、有用な人材を育成します。高校進学前の予約採用や在学採用に加え、保護者の失業など家計急変による緊急の貸与も行い、支援してまいります。

(社会教育課長) 社会教育課の重点取組事項について御説明いたします。

まず、地域ぐるみで育むえひめっ子未来創造事業では、引き続き前授業等を行う「えひめ学校・地域教育サポーター」の活用促進、地域学校協働活動や放課後子ども教室等への支援に取り組むとともに、今年度は、家庭教育支援体制の構築として、人材の発掘・養成に加え、有識者等による推進会議を設置し、家庭教育支援の充実に向けた取組を推進してまいります。

次に、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充では、新たに多世代交流の推進に特化したインストラクターを養成するえひめっ子多世代交流推進事業に取り組むほか、社会教育士等へのフォローアップ研修を実施し、地域の教育力向上に努めてまいります。

今年度も、学校と地域、家庭、行政等が連携・協働し、地域全体で子どもたちの健やかな成長を支え、地域への愛着を深められるよう取り組んでまいります。

(文化財保護課長) 文化財保護課の重点取組事項について御説明いたします。

まず、文化財の保存及び活用の推進についてです。今年度から新たに県指定文化財デジタル化保存・活用推進事業として、文化財の資料の収集及び祭りの継承研修会の開催、3次元測量データにより画面上での回転や拡大が可能となる3Dモデルでのウェブ公開や文化財フェアを開催するほか、ホームページをリニューアルし、当課インスタグラムと連携した効果的な魅力発信により、文化財の周知、理解促進、愛着増進につなげてまいります。また、文化財所有者をはじめ、国や市町と連携強化を図り、専門家の意見も聴きながら、順次、国や県の文化財指定等を進めてまいりますとともに、所有者等が行う保存修理事業への助成等を行うこととしております。このほか、「えひめ文化財等防災ネットワーク」により、所有者・行政・関係機関等と更なる連携を図りながら、オール愛媛での防災・減災対策に取り組んでまいります。

次に、四国遍路の世界文化遺産登録についてです。四国遍路の世界文化遺産登録を目指し、資産の保護措置の充実という課題解決のため、観光スポーツ文化部の調査費で、第51番札所石手寺など5か寺の詳細調査を実施します。

(保健体育課長) 保健体育課の重点取組事項について御説明いたします。

部活動改革の推進について、まずは高校再編を好機に県立高校の部活動改革を県独自に行います。メリハリの利いた部活動の精選、実情に応じた「拠点校部活動」「合同部活動」の導入により、活動の衰退を食い止めるとともに、部員不足にあえぐ部活動を「総合部活動」に集約し、多様なメニューを維持します。また、特色ある部活動を育成するため「魅 C a n 部」を小規模校から中規模校まで拡充し、活動充実と魅力発信で生徒の全国募集や地域活性化につなげてまいります。加えて、国主導で進む公立中学校部活動の地域展開では、市町教委とともに学校が直面する課題に対応し、実情に応じた地域展開を引き続き推進してまいります。

次に、子どもの体力向上と学校体育の充実については、「第3期愛媛県子どもの体力・運動能力向上推進3か年計画」を基に、「E授業・E環境でえひめの愛顔づくり」を目標として、関係者と連携・協力しながら、より効果的な取組の検討・実践を進めるとともに、体育専科教員の配置や実技研修会等を通じて授業改善に努めるほか、学級単位で体力を競う「えひめ子どもスポーツＩＴスタジアム」により、運動の日常化による体力向上を推進してまいります。

(義務教育課長) 義務教育課の重点取組事項について御説明いたします。

まず、ＩＣＴの効果的な活用による学力向上の推進についてです。昨年度の全国学力・学習状況調査において読解力の育成、アナログとデジタルのベストミックスによる授業改善という課題が明らかになりました。そこで、授業改善のモデルを示す「授業力パワーアップ研究会」を開催し、授業公開と研究協議を通して、好事例の横展開を図ることとしています。読解力の育成については、文章を正確に読み解く力を身に付けさせるため、生成A Iを活用して作成した多種多様な問題をＥＩＬＳに搭載し、児童生徒が挑戦できる読解力検定を開発します。また、新聞を活用した読み物教材のC B T化も継続実施し、全問自動採点とすることでの日々の活用を更に促進していきます。グローバル人材の育成を目指した英語力向上については、ＥＩＬＳの機能強化、対話型A I等英語教材の作成、研修会の実施、民間英会話講師による英検3級取得を目指したオンライン講座を開催します。第4期学力向上推進3か年計画に基づいたこれらの施策により、更なる学校教育の質の保証・向上に努めます。

次に、不登校対応の充実についてです。今年度も引き続き、不登校支援に係る講師等を小・中学校に172人配置し、教員が子どもと触れ合う時間の確保に努めます。また、スクールカウンセラーを62人、ハートなんでも相談員を100人配置し、子ども、保護者、教職員が気軽に相談できる

体制づくりを推進します。さらに、専任教員等を配置した校内サポートルームを3校追加設置し、12市町13校で実施します。また、メタバース（仮想空間）上の学びの場である「メタサポキャンパス」において、引き続き、専門スタッフ及びメタサポキャンパスサポーターによる個々の状況に応じた学習機会の保障と社会的自立に向けた支援を行います。これらの取組で得た知見やノウハウを全県に波及させるとともに、フリースクール等、関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に努めます。

(高校教育課長) 高校教育課の重点取組事項について御説明いたします。

まず、将来の愛媛を支えるグローバル人材の育成についてです。地元で活躍するグローバル人材育成事業を新たに実施し、国内・海外留学や、留学生の報告及び県内企業の情報提供を行う留学フェアを通して、留学への機運を醸成するほか、えひめ高等学校英語教育推進事業では、ディベート・コンテストの開催等を通して、論理的思考力や批判的思考力を養うとともに、英語コミュニケーション能力の向上を図ります。

また、外国語指導助手招致事業では、全校へ外国語指導助手との交流機会を提供することにより、地域レベルでの国際化を促進することとしています。これらの取組を通して、本県の英語教育の充実を図るとともに、豊かな語学力やコミュニケーション能力を身に付け、異文化を理解した、将来の愛媛を支える「グローバル人材」の育成を図ります。

次に、県立学校振興計画に基づく教育内容充実のための取組についてです。令和5年3月に策定した振興計画の具体化に向け、統合等のまとまりごとに設置している準備委員会では、改編や統合後の学校の在り方の検討を進めると同時に、振興計画の3本柱の実現に向けた取組も実施しています。特に今年度は、教育課程を完成させ、強力な広報活動を開発するなど、令和8年度にピークを迎える新校及び新学科等の設置に向けて準備を進めることとしています。

(人権教育課長) 人権教育課の重点取組事項について御説明いたします。

まず、人権意識の高揚と指導者育成に向けた取組についてです。学校教育、社会教育における実践報告と協議を行う愛媛県人権・同和教育研究大会や主任研修会などを通して、県民の人権意識の高揚と指導者育成に努めます。

次に、いじめ防止対策の充実についてです。いじめの未然防止に向けて、人間関係構築力育成を目的に開発した「ジブンミカタプログラム」の運用を県内全ての公立小中学校で開始します。セルフチェックをすると自動的にフィードバックされる個別のアドバイスを参考に、児童生徒が自ら行動目標を設定し、実践を繰り返すことで、よりよい人間関係をつくる力を育てることを目指します。さらに、県内全ての小中学校をオンラインで接続し、いじめ問題について話し合う一斉ライブ授業の実施を通じて、子どもたち自身によるいじめ防止に向けた学校づくりを支え

るとともに、県全体へ啓発し、効果的ないじめ防止対策を推進してまいります。また、いじめに悩む子どもの相談窓口として、引き続き電話とSNS等を利用した相談活動を実施してまいります。

(特別支援教育課長) 特別支援教育課の重点取組事項について御説明いたします。

まず、松山城北特別支援学校の整備について、令和8年4月の開校に向けた整備を進めてまいります。開校時に必要となる校舎と食堂棟の新築工事は、どちらも4月から本格的に工事に入り、ともに令和8年2月に工事完了予定です。また、老朽化が進んでいる松山聾学校寄宿舎も併せて改築することとしており、令和7年11月に着工し、完了は令和8年7月の予定としております。

次に、医療的ケア児への通学支援の構築について、保護者の送迎・付き添いがなくても医療的ケア児が通学できるよう、自宅から学校までの間を看護師が同乗した介護タクシーで移送する通学支援の試行・検証を県内全域で実施し、本県で継続して実施可能な通学支援の在り方について検討を進めてまいります。

(教育長) ただいま、事務局から今年度、重点的に取り組みたい事項について説明がありましたが、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(田坂委員) 県立学校振興計画に基づく教育内容充実のための取組について、来年度に向けた新校及び新学科等のプロモーションビデオの制作やチラシ等のデジタル化は、非常に重要なポイントになってくると思いますが、スケジュールは大体決まっているのでしょうか。

(高校教育課魅力化推進監) チラシのデジタル化については、既に準備が整っていますので、早急に、県内の中学生に配信しようと考えているところです。プロモーションビデオについては、遅くとも夏までには完成させて、各中学校に説明をしていく際に、その動画を流していきたいと考えています。

(田坂委員) 広報活動の準備は、県立学校の体験入学が本格化する夏休みまでに間に合わせることが大事だと思いますので、よろしくお願いします。

(北須賀委員) 四国遍路の世界文化遺産登録について、以前より活発な活動をされているとお聞きしていますけれど、まずは暫定一覧表に記載されるということが重要だと思います。現在、4件記載されていますが、暫定一覧表の見直しは、どのようにになっているのでしょうか。

(文化財保護課長) 暫定一覧表については、3月末に文化庁と協議を行いましたが、掲載の要件等は従前から変更ありません。県としましては、一番の目標である四国遍路の世界文化遺産登録のために、まずは暫定一覧表への記載に向けて取り組んでいるところです。

(北須賀委員) 暫定一覧表の見直しがいつ頃になるのか、文化庁から今

後の見通しは特に示されていないのでしょうか。

(文化財保護課長) 今のところ、文化庁から暫定一覧表の見直しについての見通しは示されておりません。

(山下委員) 不登校対応の充実について、本県の不登校の現状として、不登校児童生徒数は年々増えています。不登校対応の充実に向けた取組のうちフリースクールの連携推進事業において、一定の要件を備えたフリースクールが補助対象となっていますが、具体的な要件を教えてください。

(義務教育課長) 県の選定審議会での審査で認められることが、補助対象となるフリースクールの要件となります。選定審議会の中で政治的・宗教的な中立性、経営の透明性、学校教育に準ずる教育内容の実施等の観点で審査をしたうえで、不登校児童生徒の健全育成、社会的自立を目指す活動を行っていると認められたフリースクールに対して支援をしています。

(山下委員) 実際に補助対象として支援を受けているフリースクールはあるのでしょうか。

(義務教育課長) 昨年度も9施設のフリースクールに対して支援をしています。

(畠山委員) いじめ防止対策の充実について、「いじめ相談ダイヤル24」が平成19年度から、「SNS相談ほっとえひめ」が令和元年度から設置されていますが、昨年度の相談実績の件数が分かれば教えてください。

(人権教育課長) 昨年度の相談実績は、現在まとめているところでございますけれども、一昨年度の件数では、電話相談が666件、SNS相談が185件ありました。そのうち、いじめに関する相談実績は、電話相談が141件、SNS相談が9件となっています。

(畠山委員) SNSの方が相談件数が多いのかなと思ったのですけれど、いまだに電話で相談する方が多いのですね。

(人権教育課長) 保護者からの相談も電話の方が多く受けています。電話相談は24時間365日受けることができますが、SNS相談は週に2日間、夕方だけとなりますので、件数としては電話の方が多くなっています。また、SNS相談はLINEを窓口にしていましたので、若者のLINEの利用率の低下も影響していると分析しています。そこで今年度は、SNS相談はLINEだけではなく、ウェブ上で利用登録をして、1人1台端末からも相談ができる体制を執ることにしています。

(教育長) 普通に考えると、電話の方が時間制限があると思うのですが、SNSの方が時間制限があるというのは、機能的なものが関係しているのでしょうか。

(人権教育課長) 率直に申し上げますと、SNS相談は、対応を全て業者委託していますので、相談の受付日や時間を増やすことが予算面で難しい状況です。電話相談は、夜間と休日の対応を委託していますが、昼

間は県総合教育センターが電話相談を受けていますので、その分費用が抑えられています。また、令和3年度のコロナ禍において、SNS相談の受付日を増やしましたが、相談件数が増えなかつたということもありましたので、現状としては、受付日時をより相談しやすい曜日や時間帯に変えているところです。

(関委員) 県立学校振興計画に基づく教育内容充実のための取組の進学指導の充実について、先導的授業実践型モデル校と探究学習実践型モデル校と記載されていますが、具体的にモデル校が決まっているのでしょうか。特に、専門的授業をどのように連携させていくのか教えてください。

(高校教育課魅力化推進監) モデル校につきましては、それぞれ6校ずつ、12校の指定をして、昨年度から実施をしております。先導的授業実践型モデル校では、主に学力向上に関する研究を進めておりまして、国内外の教育機関と連携した授業や、大学・予備校等と連携した授業を進めています。一方で、探究学習実践型モデル校では、特に地域資源を活用した探究学習や、その成果を生かした進学指導の在り方に関する研究を進めるという違いを出しています。

(関委員) 現在までのところで、この取組によって得られる成果あるいは効果の見通しが立っているのでしょうか。もしくは、そういった傾向が既に見られているのでしょうか。

(高校教育課魅力化推進監) 特に先導的授業実践型モデル校については、E I L Sを活用した大学入試や共通テストの研究で効果を発揮しており、各校に横展開を図っているところです。

(関委員) 大学等の入試に向けた取組は、過去からも行ってきたはずなので、それを新たに深掘りして、効果を上げることであれば、ある程度の数値目標を作る必要があるのではないかでしょうか。

(高校教育課魅力化推進監) 現在のところ、明確な数値目標は設定しておりませんが、今年度は、先ほど申し上げました大学入学共通テストに対応した問題をコンテンツバンクに登録するということを計画しております、さらに、先進的な取組を県下全体に広げていくということに注力をしているところでございます。

(北須賀委員) 県立学校入試に係る出願手続き等のデジタル化について、この試みは出願の利便性の向上を図る大変優れた取組だと思います。ただし、一番大事なこととして、出願漏れとか、出願ミスを絶対に防ぐということが求められると思います。デジタル化の内容と効果のうち、出願の受理について、どのような仕組みになっているのか御説明をお願いいたします。

(教育総務課長) 出願の受理については、オンライン上で提出された出願情報を、高校がデータとして受理するという形で進めています。

(北須賀委員) 受理をしたということは、高校から出願者に対して、出

願を受理したという情報が返信されるということでしょうか。

(教育長) この取組を行うに当たっては、ミスが無いようにというのが一番の課題なので、ダブルチェック体制とか、それぞれの段階において対応できるようにしています。出願状況の確認については、出願した中学校と受理した高校が、お互いにシステム上で出願状況を確認できる仕様になっています。ただし、何が起こるか分かりませんので、全ての段階において、チェックができるように更に精度を高めていきたいと考えています。

(北須賀委員) この取組は、他県にもそう多くはない大変優れた取組だと思います。やはり基本は、出願漏れやミスを無くすということですので、そういうことがきちんと行われるシステムになるように、よろしくお願ひいたします。

(教育長) ほか、よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○特定事業主行動計画（子育て・女性活躍サポートプログラム）の策定について

(教育長) 次に、特定事業主行動計画（子育て・女性活躍サポートプログラム）の策定について、事務局から報告をお願いします。

(教育総務課長) 特定事業主行動計画「子育て・女性活躍サポートプログラム」の策定について、報告いたします。

県教育委員会では、教職員の子育て支援と女性教職員の活躍推進に一体的に取り組むため、令和3年4月に次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、特定事業主行動計画「子育て・女性活躍サポートプログラム」を策定し、その実現に取り組んでおります。男性教職員の育児休業取得率や女性役付教職員割合は年々増加傾向にあるなど、一定の成果をあげています。今後も男女ともに仕事と育児等の家庭生活を両立できる社会の実現に向けて、育児休業等の取得促進や、超過勤務の縮減・適正化、業務効率化等の職場環境の整備に取り組んでいく必要があると考えており、今般、次世代育成支援対策推進法の有効期限が延長されたことから、新たな計画を策定いたしました。

まず、「計画の目的」は、教職員の子育て支援については、教職員が高いモチベーションを維持しながら、仕事と子育ての両立を図ることができること、女性教職員の活躍に向けては、全ての女性教職員がその個性と能力を十分に発揮できること、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、仕事の質を維持しながら長時間労働を抑制することを目的とし、本計画を策定しております。

次に、「計画期間」は、令和7年度から令和11年度までの5年間としています。

次に、「計画内容」は、具体的な数値目標を定めている事項がございます。男性の育児休業取得率を50パーセントから85パーセントに見直し、

更に、期間目標（2週間）を新たに設定しました。これは、教職員へのアンケート調査で男性教職員の97パーセント以上から2週間以上の育児休業取得が適切であると回答があったことや、国の目標値を踏まえて設定しています。なお、本計画から市町立学校教職員を対象に加えることとしています。

続きまして、女性役付教職員の割合については、旧計画から変更しておりせん。内閣府が示す「都道府県職員の係長相当職に占める女性割合の成果目標」が今年度中に改定予定のため、国の目標値の決定を待って見直す予定です。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、教育職員の月平均時間外在校等時間30時間以下を追加しました。これは国の目標値を踏まえて設定しています。なお、計画に掲げている数値目標は、最終年度である令和11年度の達成目標としていますが、必要に応じて適宜見直しを行います。

最後に、これら以外の主な取組事項についてですが、過重労働防止の観点から勤務間インターバルを導入することによる超過勤務の縮減及び適正化、子の看護休暇の取得事由の拡大による休暇の取得促進、不妊治療を受けやすい職場環境の整備、フレックスタイム制を活用した「選択的週休3日制」の対象拡大や正規の勤務時間外勤務を制限できる年齢要件の拡大などの、勤務時間等に関する支援制度の活用推進に取り組むこととしています。これらの目標設定や取組を通じて、より一層教職員が子どもたちを健やかに育成できる環境づくりを進めるとともに、女性教職員の個性と能力が十分に發揮できる職場づくりやワーク・ライフ・バランスの実現に努めてまいります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願ひいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○県立学校振興計画に基づき設置する新校の校章・校歌について

(教育長) 次に、県立学校振興計画に基づき設置する新校の校章・校歌について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課魅力化推進監) 県立学校振興計画に基づき設置する新校の校章・校歌について、報告いたします。

校章・校歌については、統合を行う学校のまとまりごとに設置している新校開設準備委員会において、その制作方法や制作者などを協議してまいりました。それでは、決定した制作者や完成した校章・校歌について報告いたします。

(新)小松高校について、校章は現在の小松高校及び丹原高校の教員・生徒が制作しました。校歌は、作詞を小松高校卒業生でテノール歌手として活躍している秋川雅史氏と小松高校及び丹原高校の教員・生徒から

なるプロジェクトチームが共同制作し、作曲を秋川氏が制作することとしており、令和7年度中に完成する予定です。

東予総合高校について、校章は現在の小松高校・東予高校・丹原高校の教員・生徒が制作しました。校歌は、作詞を小松高校・東予高校・丹原高校の教員・生徒が制作し、作曲を愛媛大学教育学部教授、愛媛県合唱連盟理事長であり、令和7年度開校の八幡浜中学校校歌を作曲した井上洋一氏が制作しました。

しまなみ高校について、校章は今治西高校伯方分校及び今治北高校大三島分校の生徒が制作しました。校歌は、作詞を今治市大島で本と珈琲の店「こりおり舎」を経営している千々木涼子氏が、作曲をヴァイオリニスト、指揮者、作編曲者として活躍している豊嶋博満氏が制作しました。

(新)八幡浜高校について、校章は、八幡浜高校卒業生で、グラフィックデザイナー、美術作家として活躍している高岡陽氏が制作しました。校歌は、作詞・作曲とともに、八幡浜高校卒業生で、声楽家、オペラ歌手、作詞家として活躍している宮本益光氏が制作しました。

(新)宇和島南高校について、校章は宇和島南中等教育学校卒業生で企業のデザイナーとして活躍している土田友唯氏に、校歌については、作詞・作曲とともに、宇和島南高校卒業生でシンガーソングライターとして活躍している花れん氏に依頼することとしており、ともに、令和7年度中に完成する予定です。

北条清新高校について、校章は北条高校及び松山東高校通信制の生徒が制作しました。校歌は、作詞を松山東高校卒業生でショートショート作家として活躍している田丸雅智氏が、作曲を作曲家、ピアニストとして活躍している加藤昌則氏が制作しました。

制作された校章、校歌の楽譜及び歌詞は資料に掲載しております。いずれも新しい学校に大きな期待を寄せたものになっております。新しい学校の教育内容とともに、中学生や保護者はもちろん、地域の方にもアピールしていきたいと考えております。なお、完成した校章・校歌については、各校及び本課のホームページにおいて公表します。現時点で完成していない(新)小松高校の校歌及び(新)宇和島南高校の校章・校歌については、完成次第プレスリリースを行い、同じくホームページにおいて公表する予定です。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願ひいたします。

(教育長) ほか、特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、教育長報告を終了いたします。

(教育長) 議案審議については、非公開のため、専決処分の承認に移ります。

(5) 議 事

専決処分の承認

○教職員の報賞について

(教育長) 教職員の報賞について、事務局から説明をお願いします。

(義務教育課長) 令和7年4月14日に死亡しました、西条市立石根小学校三浦美由紀教諭の報賞につきまして、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分いたしましたので、同規則第4条の規定により、ここに報告いたします。

御承認のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、教職員の報賞については、原案のとおり承認されました。

(教育長) 以上で専決処分の承認を終了します。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人及び報道機関の皆様は退席をお願いいたします。

(教育長) 議案審議に移る旨宣する。

議案審議

○議案第21号 愛媛県教育支援委員会委員の任命及び委嘱について

(教育長) 議案説明を求める。

(特別支援教育課長) 愛媛県教育支援委員会委員である県職員の人事異動に伴い、その後任の委員を愛媛県教育支援委員会設置規則第3条第2項の規定により任命又は委嘱する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 以上でその他の協議を終了し、ここまでで非公開案件の審議は終了いたします。

(6) 閉 会 (午後4時21分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会4月定例会を閉会いたします。